

## 日本災害医学会 学会刊行物の転載許諾に関するルール

### 【転載利用について】

日本災害医学会が発行する刊行物の著作権は日本災害医学会に帰属しており、これらに掲載された図表などの利用を希望する者（以下「申請者」と略す）は、すべて日本災害医学会に対して転載許諾の申請をしなければならない。

### 【転載条件】

申請者は、転載先著作物の引用文献欄に、転載元刊行物名、頁数、発行年を明記した上で、図表説明文に刊行物名、発行年を記載するものとする。ただし、引用文献欄がない場合は、図表説明文に刊行物名、頁数、発行年を記載するものとする。

転載に際しては、申請者が図表等を改変することなく記載するものとする。

### 【転載利用申請手続き】

転載許諾申請書に必要事項を記入の上、転載先の校正刷り、原稿、画面出力紙など、転載内容が確認可能な資料を添えて日本災害医学会宛てに提出する。

申請書類に基づき、学会担当委員会が審査を行って転載利用可否を判断する。

### 【転載利用可否ならびに転載利用料】

#### ○学術目的（営利を目的としない場合）

学術・教育などの目的のうち、公益目的その他非営利目的による転載の場合は、無料とする。

#### ○営利目的（営利を目的とする場合）

特定の企業商品の販促活動、または営利活動にともなう出版物等での転載に場合は、所定の転載料を支払うものとする。

営利目的	①印刷物（出版物、パンフレットなど）	10,000 部未満	10,000 円
		10,000 部以上	30,000 円
	②デジタルデータ （スライド、動画作成、電子書籍など）		30,000 円
	③ウェブサイト記載		
	④アプリケーション、ソフトウェア		